平成２４年（フ）第５７４号
京都市北区大北山長谷町５番地６　メーフェア北山301号室
債務者　中西　広幸
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
広島県東広島市西条町御薗宇4526番地１
債務者　渡部　利一
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４０号
広島県安芸郡熊野町川角２丁目２番３号
債務者　大良　尚政
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
長崎県五島市富江町松尾1029番地
債務者　向井　美穂
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第５６号
山口県下松市大字末武上941番地２
債務者　末廣和世士
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第５８号
山口県周南市岐南町２番13―20Ｅ号
債務者　荒木　憲章
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第８３号
北九州市小倉北区下到津１丁目５番12―601号
債務者　西村　敬太
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７号
北海道勇払郡厚真町字上厚真10番地の53　上厚真かえで団地２号棟202号
債務者　菅原　泰子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第２８８号
仙台市若林区沖野７丁目９番43号
債務者　霜山　秀敏
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９４号
仙台市宮城野区福室６丁目19番５―207号
債務者　鈴木　文江（旧姓半沢）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
仙台市青葉区台原６丁目９番52号　ラフィーネ五城Ⅰ―101
債務者　佐藤　俊夫
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
宮城県多賀城市東田中２丁目４番30号
債務者　大友あい子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
仙台市太白区山田北前町44番22号　グラシアス・ファミリア201
債務者　笠原　　好
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５０号
宮城県亘理郡山元町山寺字新清水10番地
債務者　小野佳保里
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３６７号
仙台市青葉区川平４丁目３番10号
債務者　伊藤　理香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
茨城県日立市東大沼町４丁目６番２号
債務者　久世　邦一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５２号
茨城県北茨城市平潟町1156番地５ハイツ鹿ノ原１階102
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで　水戸地方裁判所日立支部